

# 地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価）の実施取扱要領

平成25年4月1日制定

平成27年4月1日改正

令和3年4月1日改正

## 1. 地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価）に係る取り扱い

姫路市における地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価）に係る取り扱いは、原則として、平成18年10月17日老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する「自己評価・外部評価の実施等について」、平成27年3月27日老振発第0327第4号・老老発第0327第1号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長通知「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（以下、「課長通知」という。）、兵庫県「地域密着型サービス第三者評価の実施について（指針）」及び「評価基準ガイドライン」によるものとする。

## 2. 自己評価及び外部評価（第三者評価）の実施回数

姫路市内に所在する指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、少なくとも年に1回以上は自己評価及び外部評価（第三者評価）を実施するものとする。

ただし、下記に定める要件を満たし、その旨の認定を受けた事業者については、前段の規定にかかわらず、外部評価（第三者評価）を2年に1回実施すること（以下、「受審頻度緩和」という。）で足りるものとする。

## 3. 外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和の要件

次に掲げる要件を全て満たす場合は、受審頻度緩和の認定を申請することができるものとする。

(1) 過去に外部評価（第三者評価）を5年間継続して実施していること。ただし、過去5年間の間に受審頻度緩和の認定を受けている場合は、2年に1度受審していることで2年継続して受審しているとみなす。

ただし、運営推進会議による評価については、受審頻度緩和の対象とならない。

(2) (1)により実施した「自己評価及び外部評価（第三者評価）結果」（課長通知別紙4の1又は兵庫県が公開する様式1）及び「目標達成計画」（課長通知別紙4の2又は兵庫県が公開する様式2-1）を、受審毎に姫路市に提出していること。

(3) 運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。

(4) 前年度に開催された運営推進会議に、姫路市の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

(5) (2)に掲げる「自己評価及び外部評価（第三者評価）結果」のうち、外部評価項目の2（事業所と地域との付き合い）、3（運営推進会議を活かした取組み）、4（市町村との連携）、6

(兵庫県が公開する第三者評価項目の9)(運営に関する利用者、家族等意見の反映)の項目の実施状況が適切であること。

#### 4. 受審頻度緩和認定申請に係る手続

受審頻度緩和の認定を受けようとする事業者は、様式1の「地域密着型サービス外部評価(第三者評価)受審頻度緩和認定申請書」に記入し、下記の書類を添付の上、姫路市へ提出するものとする。

- (1) 直近の受審から数えて5年前までの受審に係る「自己評価及び外部評価(第三者評価)結果」(課長通知別紙4の1又は兵庫県が公開する様式1)及び「目標達成計画」(課長通知別紙4の2又は兵庫県が公開する様式2-1)の写し(受審頻度緩和の認定をもって2年継続して受審しているとみなして申請する場合は、過去5年間の間に交付された受審頻度緩和の認定通知書の写し)
- (2) 申請する年度の前年度に実施した運営推進会議の議事録(出席者が分かるもの)

#### 5. 認定

姫路市は、事業者からの申請書を確認し、受審頻度緩和の要件を満たしていると判断した場合は、様式2「地域密着型サービス外部評価(第三者評価)制度受審頻度緩和認定通知書」を事業者に交付する。

受審頻度緩和期間は、直近に受審した第三者評価の評価確定日の翌日から2年間とする。

また、受審頻度緩和の認定は自動的に期間延長をしないため、この期間が終了した後に、引き続き受審頻度緩和の認定を受けることを希望する場合は、再度申請を行う必要がある。

評価確定日は、事業所が評価結果を姫路市に提出し、姫路市が受理した日とする。

#### 6. 不認定

姫路市は、申請書を確認した結果、受診緩和の要件を満たしていないと判断した場合は、様式3「地域密着型サービス外部評価(第三者評価)受審頻度緩和の不認定について(通知)」を事業者に交付し、受審頻度緩和を認定しない理由を示すものとする。

#### 7. その他

認定を受けた事業者は、第三者評価を受審する際は評価機関に認定証明書を提示することとする。